

消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消 防 局 告 示 第 2 号	さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示	平成31年3月18日
消 防 局 告 示 第 4 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示	平成31年3月29日
消 防 局 告 示 第 5 号	さいたま市防火基準適合表示規程の一部を改正する告示	平成31年3月29日

さいたま市消防局告示第2号

さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市消防署の組織に関する規程（平成13年さいたま市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理指導課</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号。以下「条例」という。）に基づく届出等及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する</u>こと。</p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p>消防1課及び消防2課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>条例に基づく届出等及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関する</u>こと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>管轄内の消防対象物の査察に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>管轄内の火災予防の普及啓発に関する</u>こと。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>管轄内の応急手当の普及啓発に関する</u>こと。</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理指導課</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号。以下「条例」という。）に基づく届出及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>条例第69条の2第1項の規定による防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する</u>こと。</p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p>消防1課及び消防2課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>管轄内の消防対象物の査察に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>管轄内の火災予防の普及啓発に関する</u>こと。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>条例の届出等に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>消防訓練に関する</u>こと。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>管轄内の応急手当の普及及び啓発に関する</u>こと。</p> <p>(12) [略]</p>

(12) [略]

(13) 消防訓練に関すること。

(14) 資機(器)材の維持管理に関すること。

2 [略]

(出張所)

第10条 [略]

2～4 [略]

5 出張所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 条例に基づく届出等及び指導(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) 救助業務に関すること。

(7) [略]

(8) 管轄内の消防対象物の査察に関すること。

(9) 管轄内の火災予防の普及啓発に関すること。

(10) [略]

(11) 管轄内の応急手当の普及啓発に関すること。

(12) [略]

(13) 資機(器)材の維持管理に関すること。

6 [略]

別表(第10条関係)

名	称	位	置
[略]			
さいたま市 見沼消防署	[略]	[略]	
	東大宮出張所	[略]	
	春野出張所	さいたま市見沼区 春野2丁目6番1号	
[略]			

(13) [略]

(14) 資機材の維持管理に関すること。

2 [略]

(出張所)

第10条 [略]

2～4 [略]

5 出張所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 管轄内の消防対象物の査察に関すること。

(4) 管轄内の火災予防の普及啓発に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) 条例の届出等に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) 管轄内の応急手当の普及及び啓発に関すること。

(11) [略]

(12) 救助業務に関すること。

(13) 資機材の維持管理に関すること。

6 [略]

別表(第10条関係)

名	称	位	置
[略]			
さいたま市 見沼消防署	[略]	[略]	
	東大宮出張所	[略]	
	春野出張所	さいたま市見沼区 春野2丁目6番1号	
[略]			

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局告示第4号

さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示

さいたま市消防同意等事務処理規程（平成28年さいたま市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第6条、第10条、第14条、第15条、第16条、第19条、第23条関係） [略] 備考 [略]	別表（第6条関係） [略] 備考 [略]
様式第10号（第16条関係） 消防用設備等工事計画届出書 [略] 備考 1 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で <u>囲むこと。</u> 2 ※印の欄は、 <u>記入しないこと。</u> 3 平面図（機器等の配置を明記したものを含む。）、その他必要と認められる図書を添付すること。	様式第10号（第16条関係） 消防用設備等工事計画届出書 [略] 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4と <u>すること。</u> 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で <u>囲むこと。</u> 3 ※印の欄は、 <u>記入しないこと。</u> 4 平面図（機器等の配置を明記したものを含む。）、その他必要と認められる図書を添付 <u>すること。</u>

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局告示第5号

さいたま市防火基準適合表示規程の一部を改正する告示

さいたま市防火基準適合表示規程（平成26年さいたま市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号（第4条関係） [略] 備考 <u>色彩は、地を紺色、その他のものにあつては銀色とする。</u>	様式第1号（第4条関係） [略] 備考 <u>1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。</u> <u>2 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては銀色とする。</u>
様式第2号（第4条関係） [略] 備考 <u>色彩は、地を紺色、その他のものにあつては金色とする。</u>	様式第2号（第4条関係） [略] 備考 <u>1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。</u> <u>2 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては金色とする。</u>

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。